八幡平温泉郷

国民保養温泉地計画書

平成29年9月環境省

一目 次一

1.	温泉地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2.	計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3.	自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策・・・ 2
4.	医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5.	温泉資源の保護に関する取組方針・・・・・・・・・・・・・・ 3
6.	温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策・・・・・・・・・ 5
7.	温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策・・・・・・ 7
8.	高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりに関する計画・・・・・・・ 9
9.	災害防止対策に係る計画及び措置・・・・・・・・・・・・・・・11
添作	t

- 1. 国民保養温泉地位置図
- 2. 国民保養温泉地区域図

1. 温泉地の概要

八幡平温泉郷は、主に秋田県北東部の鹿角市に位置しており、仙北市及び岩手県八幡平市の一部を含む地域に点在している温泉の総称である。八幡平温泉郷が属する十和田八幡平国立公園は、昭和11年2月1日に十和田湖、北八甲田火山群・南八甲田火山群の原生的な自然環境及び奥入瀬の渓流美を核とした十和田八甲田地域が十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に八幡平や岩手山、秋田駒ヶ岳の一部の多様な火山景観を核とした八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に至っている。

八幡平温泉郷は、岩手山や秋田駒ヶ岳、畚岳、秋田焼山など多くの火山によって形成された火山地帯に位置し、後生掛温泉や玉川温泉では現在も噴気や噴湯、噴泥などの火山現象が非常に活発で、国内でも代表的な火山景観がみられる。このように活発な火山活動を背景に、八幡平温泉郷には八幡平地域の蒸ノ湯、後生掛、藤七などと、玉川地域の玉川温泉など昔ながらの長期滞在型の湯治場が多くあり、独特の湯治風景が今も残っている。

秋田焼山の東側と北東側に位置する複数の温泉群から構成される八幡平温泉は、古くは江戸時代より 湯治の宿として湯治客が訪れ、明治以降は交通機関の発達に伴って、全国から秘湯・名湯を求める湯治客 に親しまれている。泉質は、温泉の刺激が少なく体に優しい「単純温泉」、各種細菌類に対して強力な殺 菌力のある「酸性泉」、独特の温泉らしい香りと生活習慣病の改善に効果が期待される「硫黄泉」などが あり泉質豊かな温泉地である。

また、秋田焼山の西側に位置する玉川温泉は、1つの源泉から毎分9,000 リットルという豊富な湧出量と、日本一の強酸性の泉質(ラジウム含有)は、国内屈指の温泉地と言われているほか、国の特別天然記念物に指定されている「玉川の北投石」の産地としても知られ、全国各地から湯治客が訪れている。

八幡平温泉郷周辺については、山岳地域の登山、湿原や散策路などの自然探勝、ドライブ、温泉入浴など体験型や周遊型の利用が国立公園指定当時から続く利用形態である。地域資源を活用したガイドによる散策や、豊かな自然環境を利用した自然観察会など、八幡平温泉郷を舞台とした体験型プログラムを提供しており、豊かな自然環境と温泉の効用を活かした保養や療養を目的とした温泉地である。

2. 計画の基本方針

八幡平温泉郷は、古くから湯治場として栄えてきた温泉地であり、今でも保養や療養を目的とした宿 泊客に親しまれている。今後、以下の考え方に基づき、湯治場としての雰囲気を大切にしながら、周囲の 自然と調和し、保養や退院後の療養・健康増進を目的とした中長期滞在型の温泉地としてのさらなる発 展を目指す。

また、本計画は、国民温泉保養地に相応した温泉地づくりの方向性を示すものであり、八幡平温泉郷に携わる全ての方々が共有する指針として策定するものである。

なお、十和田八幡平国立公園内の代表的な観光ルートに沿って点在する温泉であり、温泉資源の性格 や温泉利用形態及び環境などにおいて、関連性と類似性があるため、複数の温泉地を単一の温泉地とし て計画するものとする。

- (1) 八幡平温泉郷の豊かな自然環境を活用した事業を展開
- (2) 八幡平温泉郷の整備は、安全性や利便性に配慮し、自然景観と調和のとれたデザインとする
- (3) 八幡平温泉郷の湯治場としての昔ながらの風情を保全する
- (4)八幡平温泉郷の歴史・文化、風土を継承していく

- 3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策
- (1)自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

八幡平温泉郷が属する十和田八幡平国立公園八幡平地域は、秋田県と岩手県の県境付近に位置し、その区域は東西約30km、南北に35kmにわたる山岳地である。

八幡平地域は、今も活発な活火山に代表される火山景観を有しており、最高峰の岩手山をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、秋田焼山など標高 1,200~1,600m級の火山から形成される火山景観を見ることができる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。周辺には、18世紀の岩手山の噴火により延長 4km にわたって形成された焼走り熔岩流、放射能を持つ含鉛重晶石である北投石が形成される玉川温泉、噴湯の熱水で形成された湖沼や河川である大湯沼や湯川など、特徴的な火山景観が見られる。

気候は、内陸性気候で気温の年較差が大きく、特に冬季は県内でも寒さが厳しく豪雪地帯であり、地域内の主要道路である岩手県道・秋田県道 23 号大更八幡平線 (通称:八幡平アスピーテライン) や国道 341号線、八幡平樹海ラインは 11 月上旬から 4 月下旬までは通行止めとなる。

植生は、標高1,000m前後を境に下部はブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、上部はオオシラビソを主体とする亜高山性針葉樹林、最上部の稜線付近にはハイマツ等の高山植物帯が見られ、全体的に原生的な植生に覆われている。また、八幡平地域は高山植物の宝庫であり、湿原植生や雪田植生をはじめ、山腹から山稜部にかけて各所に分布する高山植物群も本地域の景観を構成する重要な要素となっている。これらの豊かな植生を背景に、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類やイヌワシ、ホジガラスの鳥類などの数多くの野生動物が生息している。

八幡平地域は、活発な火山活動を背景に、後生掛、蒸ノ湯、大深、玉川、乳頭、藤七、松川、網張、滝ノ上、国見等の温泉地が多く、保健、療養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場でもあり、独特の湯治風景は貴重な文化景観となっている。

八幡平温泉郷は、山岳登山や、自然探勝及び山岳地まで整備された道路を利用したドライブなど体験型や周遊型の利用が国立公園指定当時から続く利用形態であり、十和田八幡平国立公園の十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊観光や、国立公園外の周辺の主要観光地と併せ、北東北を周遊する利用者も多い。

(2)取組の現状

八幡平温泉郷は、昭和31年に十和田八幡平国立公園に指定され、自然公園法に基づき温泉郷地内の自然環境が保たれている。また、地域住民、温泉利用者、その他事業者などで構成される組織が、地域の美化清掃活動を実施している。

また、本地域の利用は、温泉入浴、山岳地域の登山、自然探勝及び山岳地まで整備された道路を利用したドライブなど体験型や周遊型の利用が国立公園指定当時から続く利用形態であり、今後も同様の形態を基本として適正な利用を進めるとともに、地域の魅力づくりも行っている。

(3)今後の取組方策

八幡平温泉郷において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土及び文化等の維持保全等を図るため、 秋田県や仙北市、岩手県八幡平市、各観光物産協会、各温泉協会等の関係機関と連携・調整の上、(2)の 取組を継続するとともに、景観条例等に準じた看板、デザインの統一を行い、昔ながらの湯治場の雰囲気 を維持しながら温泉情緒あふれるまちづくりを予定している。

さらに、八幡平温泉郷は保養及び健康増進を目的とした温泉地であることに加え、森林セラピー基地のある八幡平地域の恵まれた自然環境と特性を生かしながら、多種多様化するニーズに対応する体験プログラムの提供と構築を目指す。

- 4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等
- (1)医師又は人材の配置の状況

①医師

氏 名	専門分野	活動内容	配置年度
		※現在、医師の配置はしていない。	

②人材

資格	人数	医師との連携を含めた活動内容	配置年度
温泉入浴指導員	4名	日帰り入浴施設及び旅館の宿泊施設において、	H18∼
		健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全	
		かつ適切に実施できるように指導を行ってい	
		る。	

(2)配置計画又は育成方針等

八幡平温泉郷では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師や、同医師との連携のもと入浴方法の指導ができる温泉入浴指導員などの人員の常時配置は行っていないが、健康増進とより効果的な温泉療法を促進し、温泉プログラムを安全かつ適切に指導できるように、医師をはじめ温泉入浴指導員や温泉利用指導者の育成と配置に努める。

また、従業員が救急法などを自主的に受講している施設もあり、引き続き、利用者や来訪者の安全確保に努める。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1)温泉資源の状況

八幡平温泉郷は、八幡平温泉と玉川温泉の2つの温泉地からなり、現在11の源泉が浴用に使用されているほか、一部飲用としても利用されている。源泉温度は、44.4 $^{\circ}$ C $^{\circ}$ 97.3 $^{\circ}$ Cまであり、泉質も多岐に渡っている。

○八幡平温泉

No.	源泉	温度 (℃)	湧出量 (Q/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
1	藤七温泉	91. 0	370.0	単純硫化水素泉	自然湧出	民間	旅館 1
2	岩の湯	89. 0	測定不可	単純酸性泉	自然湧出	民間	旅館 1
3	オナメ・モトメ の湯	87. 9	測定不可	単純硫黄泉 (硫化水素型)	自然湧出	民間	旅館 1
4	八幡平温泉	73. 0	330. 0	単純温泉	動力揚湯	民間	旅館 3 入浴施設 1
5	大沼温泉	45. 1	10. 7	単純温泉	動力揚湯	民間	入浴施設1
6	トロコ観測井	91.0	70. 0	アルカリ性単純泉	動力揚湯	民間	↑ ※☆☆☆ 1
7	銭川温泉	55. 3	40.0	単純泉	動力揚湯 民間		入浴施設1
8	志張 E 泉·志張 B 泉	44. 4	61. 0	アルカリ性単純泉	動力揚湯	民間	入浴施設1

○玉川温泉

No.	源泉	温度 (℃)	湧出量 (Q/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
1	大深温泉	81.8	122.0	単純硫黄温泉	自然湧出	民間	旅館 1
2	玉川温泉 (大墳)	97. 3	9360. 0	酸性・含二酸化炭 素・鉄(Ⅱ)-塩化 物泉	自然湧出	民間	旅館 3 保養所 1
3	南玉川温泉	60. 1	250. 0	ナトリウム硫酸塩 泉	動力揚湯	民間	旅館 1

(2)取組の現状

八幡平温泉郷における各源泉について講じている保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。また、八幡平地域では地熱開発による温泉への影響調査を民間と行政が実施している。

源泉	取 組	実施主体	実施年度
上記源泉	温度、湧出量、水位等の現地調査と、温泉	源泉所有者	
	分析を定期的に実施している。		
八幡平温泉	地熱開発事業による温泉へのモニタリン	民間	
	グ調査を定期的に実施しており、年1回温		
	泉事業者に対して報告を行っている。		
	地熱開発事業者による数値に差異がない	鹿角市	
	か独自にモニタリング調査を行うととも		
	に、学識経験者を含めた審議会を年1回開		
	催し、数値の整合性を確認している。		

(3)今後の取組方策

八幡平温泉郷では、個々の源泉ごとに大きな変化は確認されていないが、今後は何らかの変化や問題が発生する可能性があることも想定しておく必要がある。

また、地熱開発事業の影響により、源泉の枯渇、湯量の減少、温度低下などが考えられるが、ほとんど が個人管理の源泉であることから実施主体と調整の上、今後も各源泉の保護を一層推進するため(2)の 取組を継続して行う。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1)温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

八幡平温泉郷において、温泉の利用に当たって使用している施設及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

①浴用利用のみ

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
八幡平温泉	7源泉	引湯管、貯湯槽	8施設
玉川温泉	1源泉	引湯管、貯湯槽	1施設

②飲用利用のみ(該当なし)

温泉地	源泉数	飲用利用施設までの設備	飲用利用施設数

③浴用及び飲用利用

温泉地	源泉数	浴用利用施設及び飲用利用施設までの設備	施設数		
加力化工匠	你が数		浴用	飲用	
八幡平温泉	1源泉	引湯管	1 施設	1施設	
玉川温泉	2源泉	引湯管、貯湯槽	5 施設	2 施設	

(2)取組の現状

八幡平温泉郷において、温泉の利用にあたって使用している設備について、現在講じている衛生面で の取組み状況は、下記のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体		
源泉	沢水や土砂等が混合しないよう遮水対策を実施。 自主的 温度、湧出量、水位等の現地調査、温泉分析調査を定期的に実施。				
引湯管	自主的	すべての引湯管、バルブ、ドレン等の点検を定期 的に実施。	設備所有者		
貯湯槽	条例等	が すべての貯湯槽について、年1回以上の点検・清 掃と、年1回レジオネラ菌の検査を実施。			
浴槽条例等		〈浴槽水〉 浴槽水の十分な補給・清浄を保持。 浴槽水の水質調査(レジオネラ菌等)を年1回実施。 すべての浴槽の浴槽水を毎日交換実施。(循環式浴槽については、週1回以上実施) 〈浴槽〉 すべての浴槽について、浴槽水の排出後の清掃を毎日実施。(循環式浴槽については週1回以上実施) 実施)	設備所有者		
飲泉設備	自主的	すべての飲泉施設において、一般細菌、大腸菌群等の検査を年 1 回以上実施しているほか、設備の周辺の清潔保持と、清掃の徹底。	設備所有者		
設備周辺	自主的	すべての設備周辺において、清掃の徹底と衛生 保持に努める。	源泉所有者 設備所有者		

(3)今後の取組方策

八幡平温泉郷において、温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続する

とともに、温泉保養・療養の地としてさらに発展していくために、利用者への普及啓発も含め、徹底した 衛生管理を実践し、温泉の安全対策を継続する。

また、八幡平温泉郷の源泉は、個人や民間による管理で維持されていた経緯もあり、現在のところ条例などによる規制は行っていないが、温泉という限られた資源を保護するためにも、温泉関係者と協議を行い、保護対策を検討する。

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1)温泉の公共的利用の状況

八幡平温泉郷は、活発な火山活動を背景に、国内有数規模の湯量を誇る温泉地として知られている。昭和 31 年の十和田八幡平国立公園八幡平地域の指定、さらに昭和 34 年には国民保養温泉地としての指定を受けたことにより、保健と療養を兼ねた観光利用が盛んであるとともに、昔ながらの長期滞在型の湯治場も数多く、八幡平温泉郷に点在する秘湯・名湯を求めて全国各地から多くの方が訪れている。

①過去3年間の温泉の利用者数

(単位:人)

温泉地	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
八幡平温泉	宿泊	47, 455	48, 148	45, 472
八幡子仙永	日帰	23, 977	44, 758	48, 171
工川須白	宿泊	152, 499	130, 116	134, 213
玉川温泉	日帰	70, 787	62, 096	61, 799
\/\ ⊒ \	宿泊	199, 954	178, 264	179, 685
小 計	日帰	94, 764	106, 854	109, 970
計		294, 718	285, 118	289, 655

②直近1年間(平成26年度)の温泉の利用者数

(単位:人)

温泉地	区分	施設数	公字 目	利用者数 函設数 総定員					
仙沙区地	上 万	旭豆剱	松足貝	4月	5月	6月	7月	8月	9月
八幡平温泉	宿泊	8	830	2, 761	4, 924	4, 652	3, 633	4, 864	3, 996
八帽十価水	日帰	9		2, 617	6, 062	4, 901	4, 806	7, 908	7, 205
玉川温泉	宿泊	6	1, 497	6, 664	19, 442	18, 625	11, 891	15, 475	16, 330
上上八八曲力以	日帰	6		3, 243	8, 542	8, 410	6, 727	9, 983	8, 585
小計	宿泊	14	2, 327	9, 425	24, 366	23, 277	15, 524	20, 339	20, 326
\1, <u>!</u>	日帰	15		5, 860	14, 604	13, 311	11, 533	17, 891	15, 790
計			2, 327	15, 285	38, 970	36, 588	27, 057	38, 230	36, 116

温泉地	区公	利用者数					合計	
(血. 方尺 4년 	区分	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月	口百日
八幡平温泉	宿泊	7, 031	2, 499	2, 301	3, 195	3, 248	2, 368	45, 472
八帽十価水	日帰	9, 314	1, 657	642	940	929	1, 190	48, 171
玉川温泉	宿泊	23, 592	9, 564	3, 280	3, 088	3, 045	3, 217	134, 213
	日帰	11, 605	4, 407	56	112	15	114	61, 799
小計	宿泊	30, 623	12, 063	5, 581	6, 283	6, 293	5, 585	179, 685
	日帰	20, 919	6, 064	698	1, 052	944	1, 304	109, 970
計		51, 542	18, 127	6, 279	7, 335	7, 237	6, 889	289, 655

※八幡平温泉・・・蒸の湯温泉、後生掛温泉、八幡平高原ホテル、八幡平グリーンホテル、

大沼茶屋湖(大沼温泉)、銭川温泉、志張温泉、八幡平ふれあいやすらぎ温泉センター、藤七温泉(9 施設)

※玉川温泉・・・・・玉川温泉、新玉川温泉、玉川温泉クワハウス森の湯、南玉川温泉湯宿はやなの森、 大深温泉、建設業協会玉川保養所(6 施設)

(2)取組の現状

八幡平温泉郷において、従来からの湯治場としての機能に加え、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている主な取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	取 組	実施主体
八幡平温泉	パンフレット、インターネット、SNSなどで、八幡平温泉郷	市
	を紹介するとともに、随時PR活動を実施。	観光協会
	八幡平地域への誘客と地域活性化を目的に、温泉事業者や地域	自然公園財団
	住民と連携し、八幡平温泉郷を舞台とした自然体験型プログラ	八幡平支部
	ムの実施。	
	八幡平地域の情報を掲載したフリーペーパーを年 2 回(各	
	10,000 部)作成しているほか、フェイスブックやHPなどのS	
	NSを活用して広く情報発信を実施。	
	また、八幡平ビジターセンターでは、八幡平地域の動植物の生	
	態系や火山活動などの展示のほか、来訪者の要望に応じて周辺	
	ガイドを実施。	

	ふるさとの良さを再認識し、地元に生きる誇りを持たせること	八幡平中学校
	を目的として、八幡平中学生による、八幡平(後生掛・大沼)	
	のボランティアガイドを実施。	
	多くの観光客や登山客が訪れる十和田八幡平国立公園の登山	市
	道等において、点検や刈払い、倒木処理、補修を定期的に実施	山岳会
	し、利用者の安全及び景観の保全を実施。	
玉川温泉	玉川温泉地自然研究路が整備され、学習と療養を兼ねた利用が	県
	されている。	市

(3)今後の取組方策

八幡平温泉郷において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、温泉の適正な利用を進めるとともに、環境の保全、環境配慮への取り組みの強化に努める。同温泉郷を象徴する自然資源や湯治場としての歴史・風土・文化といった資源を保全しながら、新たに健康の回復、増進といった健康づくりの場としての機能を加え、それらを統合した温泉地を目指し、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、以下の取組を進める。

• • • • • • •	-	
温泉地	取 組	実施主体
八幡平温泉	・温泉入浴指導員、温泉利用指導者の育成・配置。	源泉所有者
玉川温泉	・温泉事業者と連携した体験・交流プログラムの開発・実践と、	市
	ガイドの育成。	民間
	・かづの森林セラピーステーションを拠点とし、森林コンダク	
	ターの指導のもと、森林セラピー(森林浴)に付加価値を付けた	
	独自のプログラムを構築・提供。	
	・温泉地周辺において、観光客等が安全、安心に利用できるよ	
	う、四阿、休憩所、木道などを定期的な点検・見回りを実施。	

8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1)公共の用に供する施設の状況

八幡平温泉郷における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施 設
八幡平温泉	公有施設	・道路(国道 341 号、県道 23 号大更八幡平線)・日帰り入浴施設(1 施設)・展示施設(八幡平ビジターセンター)
	私有施設	・旅館(8 施設) ・飲泉所(1 施設)

玉川温泉	公有施設	・道路(国道 341 号)
		・展示施設(玉川温泉ビジターセンター)
	私有施設	・旅館(6 施設)
		· 飲泉所(3 施設)

(2)取組の現状

八幡平温泉郷において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取り組みの状況は下記のとおりである。

温泉地	区分	施設	取 組	実施主体
八幡平温泉	公有施設	道路	定期的に路線の見回りを行い、危	県
玉川温泉			険個所がないか確認をしている。	市
			また、必要に応じて改修を実施。	
		建築物	館内の段差解消のため、手すりや	国
			スロープなどを設置している。	県
				市
	私有施設	建築物	旅館などの宿泊施設において、浴	施設所有者
			室や廊下、階段などの段差解消を	
			図りながら、利用者の安全確保に	
			努めている。	
		飲泉所	館内の段差解消のため、手すりや	施設所有者
			スロープなどを設置している。	

(3)今後の取組方策

八幡平温泉郷において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
八幡平温泉	公有施設	道路	外国人観光客への 3 か国語表記	県
玉川温泉			(英語・中国語・日本語)の案内板	市
			の設置を推進する。	
		建築物	館内のバリアフリー化を推進し、	玉
			使用しやすい施設を目指す。	県
			外国人観光客への 3 か国語表記	市
			(英語・中国語・日本語)の案内板	
			の設置を推進する。	

私有施設	建築物	館内のバリアフリー化を推進する	施設所有者
		とともに、障害者用トイレの設置	
		を行い、利用しやすい環境整備と	
		利用者の安全確保に努めていく。	
		外国人観光客への 3 か国語表記	
		(英語・中国語・日本語)の案内板	
		の設置を推進する。	

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1)温泉地の地勢及び災害の発生状況

八幡平温泉郷は、岩手県および秋田県の隣接地域の標高 700m~1,400mに位置し、四方を山々に囲まれているため、急傾斜地が多い。八幡平温泉付近では、平成 9 年 5 月には八幡平熊沢国有林澄川温泉付近において大規模な地滑りが発生し、澄川温泉と下流の赤川温泉の宿泊施設等 16 棟が全壊したが、宿泊客と従業員は避難勧告等により事前に避難していたため、人的被害はなかった。

玉川温泉もそれぞれ急峻な標高 800m~1,000mの山々に囲まれており、土石流や急傾斜地、雪崩の危険個所が重なっている地域である。玉川温泉付近では、平成 9 年 8 月に秋田焼山の山頂部において水蒸気噴火が発生しており、玉川温泉において大きな被害は生じていないが、大規模噴火に到った場合には、火山噴火に起因する土砂災害等の被害が及ぶ事が懸念される。また、平成 24 年 2 月には玉川温泉の岩盤浴場で雪崩が発生し、利用者 3 名が雪に飲み込まれ亡くなっている。

(2)計画及び措置の状況

八幡平温泉郷において、現在災害防止に関して策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

計画又は措置	計画又は措置の概要	
地域防災計画	災害対策基本法や県の防災基本計画に基づき策定。区域	市
	ごとに土砂災害危険箇所(土石流・急傾斜地)や、警戒	
	避難体制に関する事項を明記し、災害発生時の迅速な情	
	報収集、情報提供を行うとともに、防災活動の総合的か	
	つ計画的な推進を図る。	
	また、仙北市では土砂災害危険箇所のある集落別に危険	
	箇所説明会を実施し、住民に危険箇所意識の徹底を図っ	
	ているほか、集落別の自主防災組織の立ち上げを促すと	
	ともに、具体的な地区の避難計画の作成を進めている。	
十和田八幡平国立公園	十和田八幡平国立公園のうち、八幡平地域において発生	鹿角広域行政
八幡平地域における消	した火災、救急及び救助、その他災害事案について応援	組合
防相互応援協定	協力体制を確立し、災害などによる被害の軽減を図る。	大曲仙北広域
		市町村圏組合

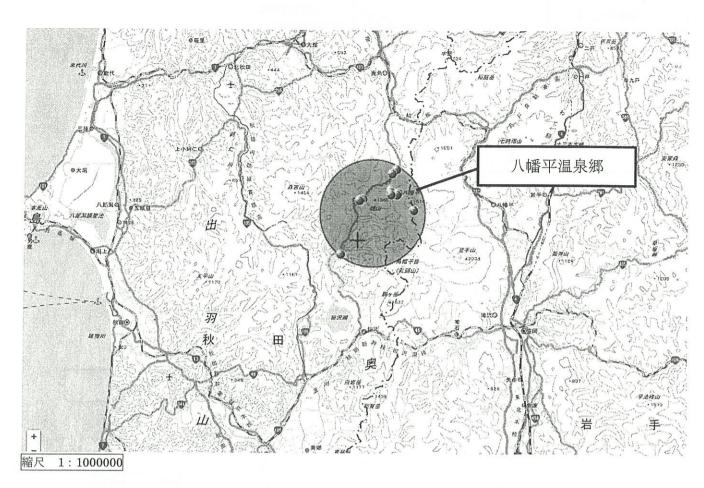
秋田焼山火山噴火緊急	国土交通省の「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイ	県
減災対策砂防計画検討	ドライン(平成 19 年 4 月)」に基づき、秋田県において	
委員会	「秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定する	
	ため、学識経験者ならびに行政担当者から構成される	
	「秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」	
	を平成 27 年 11 月 26 日に設置した。	
急傾斜地崩壊危険個所	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づ	県
の指定	き、八幡平温泉地区の一部が、急傾斜地崩壊危険箇所に	
	指定され、地域防災計画において区域ごとに警戒避難体	
	制に関する事項を策定。	
玉川温泉地区利用適正	関係する行政機関や温泉事業者等で構成される「玉川温	県
化協議会	泉地区利用適正化協議会」において岩盤浴地の安全な利	市
	用に関して協議を行っている。	観光関係団体
		温泉事業者

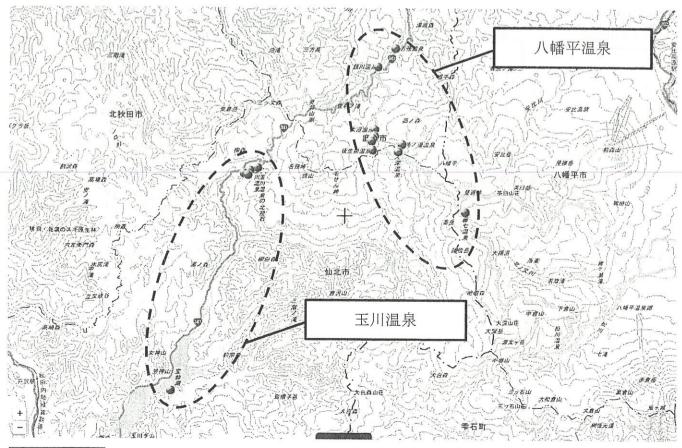
(3)今後の取組方策

八幡平温泉郷において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上(2)の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それに加えて、以下の取組を進める。

取 組	実施主体
現在、地域防災計画において、災害発生時の迅速な情報収集、伝達手段として防	市
災行政無線の配備に加えて、携帯電話のメール配信を利用した情報提供を行って	
いるが、今後、報道機関等と綿密な連携を取りながら、高齢者や障がい者等の要	
援護者への迅速で正確な情報提供が行われるよう、広報体制の整備を図る。また、	
実情に応じた計画の見直しを実施。	
温泉利用者等に対して避難場所を記載したハザードマップの掲示や避難誘導訓練	施設所有者
の実施。	

八幡平温泉郷国民保養温泉地 位置図





縮尺 1:100000

八幡平温泉郷国民保養温泉地 区域図

